

大分市隣接校選択制の見直し（改正）
に関する報告書

令和5年6月13日

大分市隣接校選択制検討委員会

I はじめに

本市では、児童生徒、保護者が通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保することを目的に、平成 21 年度から隣接校選択制を実施している。

この隣接校選択制を利用し、指定校以外の学校への入学を希望する児童生徒が毎年約 300 人存在している。平成 21 年度の実施以来今日まで約 4,000 人の児童生徒が希望する学校に就学しており、隣接校選択制の目的は一定程度達成されていると思われる。その反面、今日まで約 500 人の児童生徒が抽選の結果、希望する学校へ就学できないという状況もみられる。

本市において、隣接校選択制を導入して 10 年以上が経過し、社会情勢や教育環境が大きく変化するなかで本制度が現状に即しているかなど、課題も含め制度のあり方について検討する必要があると思われる。そこで、学区外就学を含めた本市の通学区域制度、隣接校選択制の現状や実績、さらに他市における学校選択制の実施状況等も踏まえ、以下の 5 項目に関し検討を行った。

II 検討項目

①学区外就学該当者の申請について

【現行】

学区外就学の許可要件に該当する者は、学区外就学の申請を行うことで、希望する学校に通うことができる。しかしながら、現行、入学通知書(1月)が届いてからでないと学区外就学の申請を受け付

けていないため、早く学校を決めたいと思う者は、隣接校選択制（申請期間：11月）を申請している。学区外就学該当者でも隣接校選択制の申請を受け付けているが、受入定員を超える申請があった場合、学区外就学該当者に対し隣接校選択制の辞退を促している。辞退することに同意していただいた者は、辞退届の提出や学区外就学の申請など、再度、来庁しての手続きが必要となり、負担が生じている。また、受入定員内の申請の場合は、学区外就学該当者も隣接校選択制を利用して希望する学校に通うこととなるため、学区外就学該当者を除く純粋な隣接校選択制の利用者数が把握できていない。

【検討結果】

学区外就学を希望する者に対し、就学の可否決定を早めるためにも、隣接校選択制の申請と同じ時期に、学区外就学の申請を受け付けるようにするべきである。そうすることで、学区外就学希望者の事務手続きもスムーズに進み、手続きに係る負担も軽減されると思われる。また、隣接校選択制の利用者数も把握しやすくなり、受け入れ可能人数に関し調整等が効率よく進むと思われる。

②隣接校申請者（新小1）における、中学校入学について

【現行】

隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学しても、中学校入学時には、住所地によって中学校が指定される。隣接の小学校区の指定中学校を希望する場合は、あらためて、隣接校選択制の申請が必要となる。

【検討結果】

隣接校選択制を利用し隣接の小学校に入学した場合、中学校入学時には、学区外就学の手続きにより、在籍小学校区の指定中学校に入学可能とするべきである。ただし、指定中学校が2校に分かれる小学校については、自宅から近い中学校のみを学区外就学で許可するべきである（自宅から遠い中学校を希望する場合は、これまでどおり隣接校選択制の申請が必要）。

③学区外就学における距離要件の設定について

【現行】

指定校よりも隣接校の方が近いという理由で、隣接校への就学を希望する場合は、隣接校選択制を申請する必要がある。指定校より隣接校の方が著しく近い場合であっても、受入定員を超える申請があった場合は抽選となり、希望する隣接校に通うことができない場合もある。

【検討結果】

自宅から指定校まで一定以上の距離があり、かつ、指定校より隣接校の方が著しく近くなる場合には、希望する隣接校への就学を学区外就学で許可するべきである。小学校と中学校における距離要件は、これまでの隣接校選択制の申請結果、本市の通学区域の現状、児童生徒の通学にかかる時間を考慮し、以下のようにする。

- ・小学校

自宅から指定校までの距離が1.5 km以上であり、かつ、自

宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ1/2以下になる場合

- ・ 中学校

自宅から指定校までの距離が 2.5 km以上であり、かつ、自宅から隣接校までの距離が自宅から指定校までの距離に比べ1/2以下になる場合

④受入定員について

【現行】

現有施設で対応することとし、余裕教室や今後の児童生徒数の推移も踏まえ、校長と協議の上、受入定員を設定している。

5人刻みで、5人～30人の範囲で設定している。1人でも受入定員を超える申請があれば、抽選を行っている。

【検討結果】

これまでどおり受入定員は設定すべきである。ただし、受入定員を超える申請があった場合、校長と受け入れ可能か協議できる余地を残すべきである。なお、校長との協議の結果、受入定員を変更せず、抽選となる場合も考えられる。

⑤選択可能校について

【現行】

市内中心部や周辺部など地域によって、選択できる学校数に違いがある（多いところでは6校、少ないところでは1校）。

【検討結果】

隣接校の隣接校まで選択可能にすると通学距離が長くなる。通学の安全面を考慮すると、これまでどおり隣接校に限り選択可能とするべきである。

Ⅲ 終わりに

以上の検討結果を踏まえ、引き続き、児童生徒、保護者が通学の安全性や通学距離、学校の特色等を考慮し、自ら就学する学校を選択できる機会を確保するために、隣接校選択制及び学区外就学の現行制度の見直しを行うことが必要と考える。

今後は、隣接校選択制による教育的効果の検証結果や社会情勢の変化を注視するとともに、児童生徒や保護者にとって、さらにより良いものになるように、適宜、制度の見直しを行うことが必要と思われる。

大分市隣接校選択制検討委員会 委員名簿

	氏名	所属等
1	山崎 清男	大分大学 名誉教授
2	小野 昭三郎	大分市自治会連合会 理事
3	平本 泉	大分市PTA連合会 会長
4	川野 君香	大分市子ども会育成連絡協議会 常任理事
5	酒井 美恵	大分市小学校長会 会長
6	久保 隆	大分市中学校長会 会長
7	高田 隆秀	大分市教育委員会事務局 教育部長
8	末松 広之	大分市教育委員会事務局 教育部長 (任期：令和5年2月22日～3月31日)

大分市隣接校選択制検討委員会 検討経過

	開催日	主な検討内容
第1回	令和5年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における隣接校選択制の現状・実績について ・他市の実施状況について
第2回	令和5年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項について ①学区外就学該当者の申請について ②隣接校選択制利用者における中学校入学について ③距離要件の設定について ④受入定員について ⑤選択可能校について
第3回	令和5年4月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討事項について ①隣接校選択制利用者における中学校入学について ②距離要件の設定について
第4回	令和5年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について